

草津市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

令和5年7月14日

草津市監査委員 岡野 則 男  
草津市監査委員 中島 美 徳

1 定期監査

(1) 監査の対象

監査対象機関名	重点的に監査した所属
子ども未来部	第四保育所 志津子ども園 山田子ども園 笠縫子ども園
教育委員会	志津小学校 草津小学校 老上西小学校 玉川小学校 笠縫東小学校 草津中学校 新堂中学校

(2) 監査の時期 令和5年6月6日

(3) 監査の主眼

教育財産および園舎（施設や設備等）が適切に維持管理されているか（特に安全面）。また、学校徴収金等および保育施設徴収金等の取扱い状況について、学校徴収金等に関する取扱いハンドブックおよび保育施設徴収金等に関する取扱いハンドブックに則った適正な事務が執行されているかを中心に草津市監査委員監査基準に準拠し実施した。

(4) 監査の結果

教育財産および園舎（施設や設備等）の維持管理ならびに学校徴収金等および保育施設徴収金等の取扱い状況については概ね適正に執行されていると認められたが、次のとおり一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので、今後より適正で有効かつ効率的な事業執行に取り組まれない。

なお、軽微な事項については、口頭により改善等を求めた。

(5) 意見および指摘事項

●監査対象：第四保育所

指摘事項
① 保育施設徴収金等の取扱いにおいて、毎月1回の残高確認で、その月に金銭の動きがないときは確認していない会計があったので、保育施設徴収金等に関する取扱ハンドブックに則り、適正な事務処理をするよう改善されたい。

●監査対象：志津こども園

意見・指摘事項
特になし

●監査対象：山田こども園

意見・指摘事項
特になし

●監査対象：笠縫こども園

意見・指摘事項
特になし

●監査対象：志津小学校

意見
① 近年の住宅開発に伴う児童数の増加により過大な規模となり、施設の手狭さや指導面のマネジメントを困難にするなど、教育活動の展開に支障が生じることが懸念される。子どもたちが、少しでも良好な学校生活を送れるよう、また、円滑な学校運営ができるよう施設の不具合箇所の早急な改善や老朽箇所への対応、また、人員配置についても配慮されるよう望むものである。

●監査対象：草津小学校

指摘事項
① 各会計簿には、会計を締めた際に校長・教頭・会計担当・学年担当の確認印（監査とのこと。）が押印してあったものの、ハンドブック上の監査は、総括責任者、出納責任者および会計担当者以外の2名以上で行うこととされているので、学校徴収金等の取扱いについて、学校徴収金等に関する取扱いハンドブックに則り、適正な事務処理をするよう改善されたい。

●監査対象：老上西小学校

指摘事項

- ① スポーツ振興センター会計の出納簿がなかった。また、毎月1回の残高確認行為について、4月～12月分をまとめて確認し、各月の確認の調書を作成していたので、学校徴収金等の取扱いについて、学校徴収金等に関する取扱いハンドブックに則り、適正な事務処理をするよう改善されたい。

●監査対象：玉川小学校

指摘事項

- ① スポーツ振興センター会計について、決算書が作成されていなかった。また、毎月1回の残高確認について、複数の会計において複数月をまとめて行われていたので、学校徴収金等の取扱いについて、学校徴収金等に関する取扱いハンドブックに則り、適正な事務処理をするよう改善されたい。

●監査対象：笠縫東小学校

指摘事項

- ① スポーツ振興センター会計については、伝票および毎月1回の残高確認が行われていなかった。また、複数の会計において、毎月1回の残高確認が複数月まとめて行われていたので、学校徴収金等の取扱いについて、学校徴収金等に関する取扱いハンドブックに則り、適正な事務処理をするよう改善されたい。

●監査対象：草津中学校

指摘事項

- ① AEDの点検において、体育館設置の1台は10日以上点検できていないことが複数あったので、AEDの点検は、毎日、実施されるよう改善されたい。

●監査対象：新堂中学校

意見・指摘事項

特になし